

○ 奈良県消費生活センター条例（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p><u>（職員等）</u></p> <p><u>第3条 センターに、センターの長、センターの事務を行うために必要な職員及び消費生活相談員（消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者をいう。）（以下「職員等」という。）を置く。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 食品及び消費生活に関する相談に応ずること等により、食品の安全性の確保並びに消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって県民生活の安定及び向上に資するため、奈良県消費生活センター（以下「センター」という。）を奈良市及び大和高田市に設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 センターは、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食品及び消費生活の相談に関すること。 二 食品の安全性の確保に関する情報及び消費者に対する啓発のための情報の収集及び提供に関すること。 三 商品のテストに関すること。 四 その他第1条の目的を達成するための事業を行うこと。

改 正 案	現 行
<p><u>(職員等の資質の向上)</u> <u>第4条 センターは、職員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>(情報の適切な管理)</u> <u>第5条 センターは、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(その他)</u> <u>第6条 センターの管理運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>(管理)</u> <u>第3条 センターの管理について必要な事項は、規則で定める。</u></p>